

議案第100号

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成30年11月27日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険税条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第21条中「54万円」を「58万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。